

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	注意体制確立	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 岡山県岡山市に洪水注意報発表 ➤ 旭川(相生橋地点)氾濫注意情報発表 ➤ 百閒川(原尾島橋地点)氾濫注意情報発表 ➤ 旭川(三野地点)氾濫注意情報発表		洪水予報等の情報収集 本部(学校防災マニュアルによる) 内規3-3 台風・出水等に関する臨時措置について 1. 暴風・大雨または洪水等のため登校が危険であると保護者が判断した場合は、自宅待機とする。この場合、授業が行われても出席扱いとする。 2. 暴風警報が、岡山市に午前6時の時点で発表中、または午前6時より始業時までに発表された場合は、臨時休業とする。ただし、午前10時までに解除された場合は、直ちに登校させる。 午前中だけの授業の日に午前9時30分までに解除された場合は、直ちに登校させる。登校させた場合には、その日の授業を行う。 3. 臨時休業とならない場合でも、居住地または登校経路に暴風警報が午前6時に発表中、または午前6時より始業時までに発表された場合は、自宅待機とする。この場合、授業が行われても出席扱いとする。ただし、午前10時までに解除された場合は、直ちに登校させる。 午前中だけの授業の日に午前9時30分までに解除された場合は、直ちに登校させる。 4. (略) 5. その他緊急を要するときは、校長・教頭・教務課長が協議のうえ、臨時の措置を講ずる。	
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 岡山県岡山市に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 岡山県岡山市に洪水警報発表 ➤ 旭川(相生橋地点)氾濫警戒情報発表 ➤ 百閒川(原尾島橋地点)氾濫警戒情報発表 ➤ 旭川(三野地点)氾濫警戒情報発表		警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 本部 収集した情報をもとに本部は校時の続行の可否および生徒を学校へ待機させるか下校させるかを判断する。校時の続行が否の場合、原則として生徒を下校させるよう対応する。(なお、住所が岡山市でない生徒で居住地域に避難準備が発令された場合も、同様の対応を個別にとる) ○生徒は携帯電話やスマホで保護者に連絡を取り、居住地域および帰宅経路の状況をふまえて、帰宅の可否を保護者に確認する。(担任は連絡手段を持たない生徒の便宜をはかる。) ○生徒が自力での帰宅が不可能と保護者が判断した場合、担任は保護者と連絡をとり、引き渡しについての協議を行う。 (安全に帰宅することが困難な場合は学校で待機・保護することもある)
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 岡山県岡山市地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➤ 旭川(相生橋地点)氾濫危険情報発表 ➤ 百閒川(原尾島橋地点)氾濫危険情報発表 ➤ 旭川(三野地点)氾濫危険情報発表	非常体制確立	洪水予報等の情報収集 本部 ○避難勧告では、警戒体制と同様の対応を続けるが、状況の変化への対応が遅れないよう情報収集に細心の注意を払う。 ○避難指示の発令、または氾濫危険情報が発表された場合、生徒は学校で待機・保護(避難)し、帰宅については引き渡しとする。 ○本校学校防災マニュアル(地震津波災害)の2次避難、引き渡しの班、係分担で対応する	担任

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。